平成２５年（フ）第５９１０号
大阪市東淀川区大桐１丁目１番22号
債務者　徳田　啓二
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９２８号
大阪市平野区喜連４丁目２番５号　宮崎文化東棟
債務者　佐倉　國三
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０号
大阪府豊中市原田元町１丁目８番５の１号
債務者　藤原かおり
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７号
大阪市城東区諏訪４丁目16番26号
債務者　佐々木澄子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５号
大阪府高槻市千代田町10番３号
債務者　鎌田　正男
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５９号
大阪市淀川区加島１丁目51番１―902号
債務者　斎藤とし枝
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６２号
大阪府寝屋川市寿町１番８号
債務者　藤﨑美代子（旧姓中井）
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７４号
大阪市中央区高津２丁目３番16号602
債務者　大久保泰子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５９号
大阪府寝屋川市御幸東町15番７号
債務者　宮本　教子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１０９号
大阪府河内長野市喜多町346番地
債務者　喫茶スナックみつること　藤岡志津世
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１２２号
大阪府富田林市寺池台２丁目22番６号205
債務者　平井　伸行
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３３９号
高知市薊野西町３丁目８番50号　メゾンコンフォート102
債務者　中内　林子
1　決定年月日時　平成26年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３８９号
高知県香南市野市町東佐古342番地12
債務者　玉木由貴子
1　決定年月日時　平成26年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２４２号
長崎県長崎市三原１丁目３番６号　Ａ
債務者　小林妃香里
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４０４号
沖縄県糸満市字米須824番地の１　県営米須団地１号棟203号
債務者　名城　規子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３４号
秋田県由利本荘市石脇字田尻野28番地110　ＫＯＣＣＯハイツ101号
債務者　遠藤みゆき
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２６年（フ）第２号
福島県会津若松市城東町15番12号　こまつ荘４号
債務者　吉田　幸男
1　決定年月日時　平成26年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第３８８号
山梨県甲府市富士見２丁目２番25号　フジハイツ305号
債務者　吉田とめ子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係